

	<h1 style="text-align: center;">全国センター通信</h1>	<p>働くもののいのちと健康を守る全国センター                  発行責任者：仲野 智                  〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4                  平和と労働センター・全労連会館6階                  Tel (03) 5842 - 5601                  Fax (03) 5842 - 5602                  毎月1日発行                  年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  <a href="http://www.inoken.gr.jp">http://www.inoken.gr.jp</a></p>
---	---	---

## 過労死のない社会づくりへの第一歩を 過労死等防止対策推進月間シンポジウム

11月12日、「過労死等防止対策推進シンポジウム」が霞が関中央合同庁舎で開催されました。同月1日に施行した「過労死等防止対策推進法」に規定された啓発月間の催しとして行われたもので、厚生労働省が主催しました。

シンポジウムでは、過労死弁護士全国連絡会議・川人博幹事長（弁護士＝写真）の基調講演とシンポジウムの開催協力団体である全国過労死を考える家族の会による体験スピーチがありました。

### 女性製糸工員の自殺は過労死の歴史



川人弁護士の講演は、「過労死の過去と現在」というテーマで、明治から昭和初期にかけての

職場と労働者の健康に関する話、過労死防止推進のための対策が提起されました。

まず、近代労働形態での最初の労働問題とも言える製糸工場の女子工員について触れ、NHKドキュメント「ある湖の物語」の映像を紹介。「女性工員の自殺は過労死の歴史でもある」と結びました。

戦後は、経済成長に伴い長時間労働システムが生まれました。その結果、突然死や自死者が現れます。この点については、自殺の名所とされる青木ヶ原の樹海や東尋坊に建てられた碑を紹介して、思いとどまるように促すことの大切さ、事例を示しました。

また、「過労死110番」のスタートや調査により、実態の把握がされるようになりましたが、状況の改善には至っていないこと、さらに労災疾患の患者数は増えているが労災認定件数は非常に少なく、申請がされていないケースが多いと指摘しました。

### 「推進法」の歴史的意義

「過労死を防止することは国の責務」とする川人弁護士は、推進法の制定は到達点ではなく始まりであるとして、今後の課題を示唆しました。

例えば、「仕事を休めないあなたへ」といった表現をしているCMがあるが、「具合が悪くても休めない」ということを前提にしている。啓発活動では、「健康第一の思想の定着を」と話しました。また、これには勤務時間の健全化が必要で、国会の審議が深夜にまで及ぶことは、関係省庁で働く国家公務員の勤務時間に影響を及ぼす。まず、公務員が率先して勤務時間の軽減策をとらなくてはいけないのではないかと指摘しました。

最後に、映画の「ビルマの豎琴」の1シーンを紹介し、「労働者の命と健康、人権を守るために被災者の社会的埋葬を」と結びました。

### 遺族8人が体験談を語る

シンポジウム後半の全国過労死家族の会会員の体験談では、8人がそれぞれの体験や思いを語りました。今も悲しみが癒えず、未然に防げなかった後悔の念がありつつも、これ以上私たちのような家族を出さないためにとひたすら訴え続けてきた活動が実って、「防止推進法」制定に結びつきました。「法の制定は始まり。実効性あるものに」が共通の訴えでした。  
(全国センター 宮沢さかえ)

### 〈今月号の記事〉

過労死等防止対策推進全国センター結成と各地の取り組み	2面
各地・各団体のとりくみ	
じん肺キャラバン／九州建設アスベスト訴訟／北海道／公財法人社医研センター／大阪／埼玉／雇用共同アクション／日韓共同シンポジウム	3～6面
アイシン機工吉田裁判／相談室だより	7面
泉南アスベスト大臣謝罪	8面

## 法制定後初の「過労死等防止啓発月間」 全国センター結成と各地の取り組み

### 働くものの命を守れ！の願いを込めて 過労死等防止対策推進全国センター結成

10月29日、全国から集まった過労死・過労自殺の家族、過労死弁護団そして支援者の熱い思いの中、過労死等防止対策推進全国センターが結成されました。会場は立錐の余地なく、どんなに多くの人がこの日を待ちわびていたかの証明でもあります。

準備会を代表して森岡孝二関西大学名誉教授がここまでたどり着いたことに対して感慨を込めて挨拶、そして厚労省からの挨拶があったことも本日の集会の意義を高めるものでした。

岩城弁護士の経過報告では2010年10月13日の第1回院内集会から10回を重ねた院内集会、署名55万余筆、地方自治体決議121自治体、120人を超える賛同国会議員など4年間の歴史を振り返り、こうした積み重ねの上に6月20日の過労死等防止推進法の採択と今日の結成総会を迎えることができたことを熱い思いとともに語りました。

その後、粥川裕平名古屋工業大学名誉教授の「過労死・過労自殺と精神医学」をテーマに記念講演。次に川人弁護士から活動方針の提案され、改めて過労死防止全国センターの規約2条（目的）「本会は過労死防止法が制定され平成26年11月1日に施行されることを踏まえ、同法の定める過労死等防止対策と連携しつつ過労死・過労自殺の予防と救済を行うことを目的とする」に沿った具体的な課題が提起されました。

最後に新たに選出された寺西笑子幹事（全国過労死を考える家族の会代表）から協力・支援の感謝とこれからの法を实体化するために一層の協力を呼びかけた閉会の挨拶があり結成総会が終了しました。

「歴史的な場に立ち会えて感激した」との感想が寄せられています。（東京センター 色部 祐）

### 過労死防止を考える神奈川のつどい

11月1日、横浜開港記念会館で開催されたつどいの主催は、神奈川過労死対策弁護団。後援は神奈川労働局・神奈川県・東京過労死を考える家族の会です。後援団体として、池内神奈川労働局労働基準部監督課長からの挨拶があり「11月からこの法律が施行されたのをきっかけに事業所に対しての監督を強化しさらに労災認定された事業所については重点的に行政指導を強めていきます。」と挨拶があり



感慨を込めて挨拶する森岡孝二関西大学名誉教授

ました。

過労死弁護団全国連絡会会議事務局長の玉木弁護士からは「過労死防止法の意義と今後の展望」と題して基調講演。続いて、東京過労死を考える家族の会と参加者から過労死・過労自殺の実態報告がなされました。神奈川センターからは稲木事務局次長が、この法案をどう生かしていくか神奈川県や労働局と今後の取り組みについて検討したい、との報告を行いました。（神奈川センター 稲木健志）

### 過労死を考える京都のつどい

11月8日、京都弁護士会館で「過労死を考える京都のつどい」が実行委員会によって開催されました。「過労死等防止対策推進法（過労死防止法）」が11月1日に施行されたことを受けて、関西で最初に開催されたものです。

つどいでは、「全国過労死を考える家族の会」代表、寺西笑子さんが講演し、夫の過労自殺を振り返って「夫は二度と返ってこない。どうすれば死なずに済んだのかを考え行動することが、ライフワークになった」。そして、「どうすれば過労死を無くしていけるか考えながら行動するようになった」と自身のそれ以降の生き方に触れ、過労死防止法の制定に至った経過を紹介しました。「過労死は人災だ、働く仕組みを改善することで必ず防ぐことができる」と訴えました。

続いて古川拓弁護士が法律の内容を解説。「過労死という言葉が初めて法律で定められた。これから国民的な論議が必要だ」と述べました。

（京都センター 新谷一男）

## 各地・各団体のとりくみ

じん肺  
キャラバン

### 47都道府県における行動が成功

2014年なくせじん肺全国キャラバン

25回目の節目を迎えた「2014年なくせじん肺全国キャラバン」は、10月1日から15・16日の東京集結



行動まで16日間にわたって取り组まれました。全国各地の支援者の力を得て、47都道府県における行動が成功しました。初日には、全国キャラバンの原点である長崎北松じん肺の地元小佐々町に全国から約250人が集結し、じん肺根絶記念碑前での慰霊祭、全国出陣集会を行いました。

各地においては、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺・アスベスト被害」をスローガンに、街頭宣伝活動や各自治体の首長・議会や労働局・国交省地方局・保安監督部等への要請行動を実施しました。

特に、トンネル建設工事における不当な恒常的残業を改善し8時間労働の実現、労働問題とともに周辺住民の健康問題でもある建物解体に伴うアスベスト粉じん曝露防止対策、トンネルじん肺救済法の1日も早い法律制定等の行動を展開しました。

### 泉南最高裁判決を得て

キャラバン中の10月9日には、泉南アスベスト訴訟について国のアスベスト加害責任を断罪する最高裁判決があり、27日に塩崎厚労大臣が原告らに謝罪し全面解決に向けて大きな前進を勝ち取りました。しかし国は、筑豊じん肺最高裁判決、全国トンネルじん肺根絶訴訟や首都圏建設アスベスト訴訟も含めて責任が断罪されています。また、じん肺法が制定されてから54年が経過した現在も毎年新たに500人前後の労働者が最重症じん肺と認定され、毎年1000人以上のアスベスト疾患の認定が続いているにもかかわらず、いまだにじん肺・アスベスト被害の根絶や早期救済制度構築について真剣に取り組んでいません。15日・16日の環境省・厚労省の要請行動でも誠意ある回答は得られませんでした。

これまで87件に及ぶ判決や150件を超える解決により企業のじん肺・アスベスト加害責任は明確に

なっていますが、日鉄鉱業(40回の判決で責任を断罪)、三井金属鉱山(本年6月27日岐阜地裁判決で原告勝訴)、三菱重工(9月24日広島高裁で逆転全面勝訴、上告)、清水建設(和解解決引延し)などは今も不当な対応を続けています。本キャラバンでもこれらの加害企業への要請・抗議行動が取り组まれました。

労災や職業病を根絶させること、安心して働ける職場を作ることを目指して、キャラバン行動を軸とした運動をさらに強化していきたいと思っています。

(全国じん肺弁護団連絡会 鈴木 剛)

福岡

### 企業への断罪が出るまで闘う

九州建設アスベスト訴訟

11月7日に九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決が言い渡されました。判決は「アスベスト製造企業が適切な警告表示をしなかった。それを国が抑えきれなかった」と国を断罪しました。しかし、1人親方は省かれ企業の責任は問われていません。

泉南アスベスト最高裁判決で工場労働者に対しては国の責任を認めたものの、工場周辺住民や労働者の家族の被害については受理しませんでした。北海道・首都圏・関西・九州でたたかわれている建設アスベスト訴訟は、「すべてのアスベスト被害者を補償し、被害の根絶を求める」もので

- ①建設アスベスト被害者救済を目的とする「建設石綿被害者補償基金」の創設
  - ②救済内容の充実、被害防止対策の充実させる「石綿対策基本法」の制定
  - ③建物解体のための「検査費用」「除去費用」「廃棄物の適正な処理費用」の助成
  - ④アスベスト除去作業時の近隣住民への呼吸用保護具の無償配布と建設労働者だけではなく全ての人を対象にした救済や被害防止
- を目的とするものです。

毎年、1000人のアスベスト疾患の労災認定があります。しかしこれに1人親方や労働者の家族は含まれていません。

アスベスト被害は2020年~30年が第2のピークと言われています。アスベストの被害の予防、不幸にしてアスベスト被害にあった時は十分に補償させるためにも、「建設アスベスト訴訟」に勝利することが必要です。九州の原告団は、「全ての原告が勝つまで、企業への断罪が出るまでたたかう」と控訴を決断しました。引き続きご支援をお願いします。

(福岡県建設労働組合県本部 野田洋一)

## 各地・各団体のとりくみ

北海道

### 過去最高の参加者で開催

北海道セミナー in 旭川

10月25・26日に開催した北海道セミナーは140人が集い、学びと討論・交流を深めました(写真)。

川村雅則・北海学園准教授は、「非正規雇用問題と私たちの向き合い方」をテーマに記念講演しました。川村教授は昨年の旭川市職労との調査の結果、市職員の4割が非正規でワーキングプアであるとし、本来臨時的・緊急的な業務に限る非正規職員が正職員の減員でなし崩し的に増加し、現場の矛盾や問題点が広がっていると指摘。労働組合が中心となり問題を可視化すること、ナカの強化とソトへの展開をと呼びかけました。

また若者を過労死・ブラック企業に送らないための権利教育を、大学・研究者と連携して取り組むことが必要と語りました。

特別報告では特定社会保険労務士の猫塚優さんが、サービス残業の具体的事例から長時間労働の根絶を訴えました。続いて「リクルート」に勤めた息子の過労死で、17年間たたかった経験を石井淳子さんが報告し、企業の実態と司法と行政の不条理な関係を告発しました。



2日目は4分科会で、医師・弁護士・大学教授から8つの講演・参加者から11の報告がありました。

過労死の分科会では、過労自死でたたかっている母親が「娘はしっかり者だった。同じ病棟で新しく働いた6人の内、4人は1年で辞めてしまった。過重労働でサポートが不十分」として、看護現場の改善を目指すと発言し、支援の拍手がわきました。

今回初めて旭川市で開催しましたが、地域労組・勤医協・民商などの現地実行委員会の力を結集して過去最高の参加者で成功させることができました。「学びが大きく現場を見直すいい機会になった」「充実した2日間だった」などの感想が寄せられています。(北海道センター 佐藤誠一)

公財  
社医研

### 国民的諸課題と憲法問題を結合し闘いを

公益法人移行記念フォーラム

10月4日、「現代日本社会と労働者のたたかい」というテーマで公益法人移行記念のフォーラムが開かれました(公益財団法人社会医学研究センター主催)

最初に井上修一・同センター代表理事から、最近の医療情勢を含めてあいさつがありました。続いて、第一線で活躍中の自由法曹団・篠原義仁団長(写真)、経済学者の宮川彰氏の学習会を行いました。

篠原弁護士は、「今 憲法を生かす」と題して、改憲の動向と私たちのたたかいについて話しました。まず特定秘密保護法など去年の暮れに強行採決された法律について触れ、「創意をくみ尽くして、法の無力化のための取り組み」をすることを強調しました。さらに反動攻勢の動きとして、防衛予算の久々の増額・教育問題への新たな介入・武器輸出3原則の放棄・靖国神社参拝の強行などについて話しました。

この話は大変わかりやすくユーモラスで、例えば安倍晋三ー石破茂路線について、安倍氏が1つひと



つつまみ食い的に実行していることに対し、石破氏は国家安全保障体制を論理的に構築しようとしていると違いについて述べました(どちらも反国民的なことには変わりありませんが)。最後に、改憲策動に反撃するために、国民的諸課題と憲法闘争の課題を結合した闘いをすることを呼びかけました。

憲法13条(個人の尊重・幸福追求権及び公共の福祉)を口実に集団的自衛権行使を言うなら、私たちはそれを踏みにじているのは誰なのかを主張しようという呼びかけは、強烈でした。

(越谷教職員組合 大里総一郎)

## 各地・各団体のとりくみ

大阪

### 多彩な取り組みを報告

大阪センター第22回定期総会

10月11日(土)大阪市内のPLP会館で役員、代議員約40人が参加する中で大阪センター第22回総会が開催されました。

三宅徹也理事長が開会挨拶で、「安倍政権による労働法制の改悪、労働者や中小企業など働く中間の生活や地域経済を破壊する攻撃の中で、過労死等防止法の成立、泉南アスベスト最高裁判決など粘り強いたたかいで反撃しよう」と訴えました。

記念講演として、全国過労死家族の会代表・寺西笑子さんは、愛する家族のいのちを長時間・過密労働で突然失う悲惨な事態を繰り返してはならないと、同じ思いを持つ仲間とともに、過労死を考える家族の会を作り、過労死をなくすために超党派の議員を巻き込んだ粘り強い運動、「過労死等防止対策推進法」を成立させた生々しい経験、安倍政権と財界は過労死を増やす新たな労働法制改悪をもくろんでおり、「過労死のない社会をつくり、私たちのような家族を2度とつくりたくないためにも、ともに頑張りましょう」と熱い思いで語り訴えました。

続いて、2014年度の活動・決算報告、「安全基礎講座」や「労災職業病学校」など2015年度運動方針案と予算案を提案。討論では、首都高速の改修に



伴う鉛中毒の発生、体育教師の公務災害認定の取り組み、橋下市長の憲法などの法律を無視した強権的な攻撃に市民ぐるみで反撃している教訓、職場でのパワハラを許さない取り組み、職業がんによる労災認定の取り組み、福祉施設における過労死を認めないたたかいと自治体における過労死防止法の意見書採択の経験、メンタルヘルス相談の急増と労働組合の対応、化学物質による労働者の健康問題の取り組みが報告されました。

厳しい職場・労働環境の中で、いのちと健康を守るたたかいを積極的にすすめていること、改めて労安活動の重要性を踏まえ、1年間みんなで力を合わせ取り組むことを確認しました。

(大阪センター 鈴木まさよ)

埼玉

### 過労死等防止推進対策法の精神を活かして対策強化を労働局要請を実施

「いの健」埼玉センターは10月29日、埼玉労働局に対して要請行動を行いました。労働局側は、布施武雄・監督課主任監察官、渡辺靖夫・健康安全課主任安全専門官、渋谷修一・企画室室長代理が対応しました。

要請行動の主な内容は、労災事故急増の原因と労安法改正・過労死等防止対策推進法の成立に伴っての埼玉県での取り組みについての2点でした。

労災事故急増の理由について、2月の凍結事故や建設業の死亡事故が多く、現場監督者の力の低下、高齢者の災害増、消費税前の駆け込み需要の影響などによるものが多いとの回答でした。

また埼玉県では、基準監督官37人で年間2800件も担当しなくてはならず、法違反があれば当然措置を行うが、全体の実情をつかむことは難しいということでした。

労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェックへ

の準備・メンタルヘルス対策強化についての質問に対しては、メンタル対策に取り組む事業所を80%にするという第12次中央災害防止計画の目標達成のために、精神障害が発生している事業所への個別指導や集団指導を進めていくこと、進捗状況の把握のために自主点検を実施することなどが回答されました。

しかし、自主点検も50人以上の事業所が対象とのことで、50人未満については手つかずの状況になっていることもはっきりしました。

過労死等防止対策推進法への取り組みは「年度途中の施行で、過重労働解消キャンペーンだけでも大変。キャンペーンの相談日(11月1日)は、昨年より台数を増やして専門電話4台と相談員10人で対応した」と回答がありました。

センター側からは、労働安全衛生委員会の任務を法にもとづいて指導を強めること、年間700時間の時間外協定を結んでいる会社への指導をすることなど、職場の実態を踏まえて訴えを行いました。

(「埼玉センターニュース」より抜粋)

## 交流し、刺激し合って、労働者を守る研究を 第4回筋骨格系障害日韓共同シンポジウム

11月16～17日、滋賀医科大学にて第4回作業関連性筋骨格系障害日韓共同シンポジウムが開催されました。約50人が参加しました。

### 農民の問題が大きなテーマに

初めに企画運営委員長の埜田和史滋賀医科大学准教授が、日本での運動器障害の研究について日韓シンポを契機に改めて決意をしてきたと挨拶しました。

報告・討議された大きなテーマの1つは、農民の筋骨格系障害の問題でした。韓国からは、「2012年農民筋骨格系疾患の現状及び予防のあり方」を、農村振興庁国立農業科学院のイ・キョンスクさんが報告しました。韓国でも日本と同じように、農村人口の高齢化に伴い、農業における労働災害が増加。他産業と比較しても災害率が2倍以上という深刻な状況です。そして、農民に最も多い疾患は筋骨格系疾患で、農村振興庁のもとに農業安全保健センターがつくられ、対策が進められてきていることが報告されました。

日本からも2題の農業関係調査を報告。日本でも毎年300～400人の農作業による死亡事故がおきて



京野菜をつくるハウス農家を訪問

います。日韓が大いに交流し刺激しあって、農民の安全、健康を守っていこうと確認しあいました。

### 医療・福祉労働者の腰痛予防を

日本のトピックスとしては「改訂腰痛予防対策指針について」を埜田氏が報告。腰痛が多発している福祉医療現場での取り組み強化が呼びかけられました。

2日目は、草津北山田野菜生産団地のハウス農家とびわこ学園医療福祉センター草津の見学が行われました。(全国センター 岡村やよい)

## 雇用破壊は許さない 派遣法改悪法案は廃案へ

### 雇用共同アクション 国会前で行動

11月12日、全労連や全労協など幅広い労働組合でつくる「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」が、国会前で行動。350人が参加し「雇用破壊は許さない」と声をあげました。

あいさつにした全労連の小田川義和議長は、「安倍政権を倒そうの声を広げ、労働者派遣法や労働法制改悪を許さないたたかいを広げよう」と訴え。全労協の金澤壽議長は「この間のたたかいが、時の権力の動揺を誘っている。最後まで心をついにたたかっていく」と述べました。連合も同時に、衆議院第2議員会館前で行動しています。

同日、衆議院厚生労働委員会理事会で、早期解散の動きをうけて、自民・公明党から、13・14日の委員会では、派遣法改悪案ではなく、有期雇用特措法案や危険ドラッグ禁止法案など4法案を審議すると提起があり、事実上、安倍内閣が今国会で成立を狙っていた労働者派遣法改悪案の採決を断念することを認めました。

労働組合の枠を超えた広範な反対運動が、廃案に



雇用共同アクション国会前行動 (11月12日)

追い込んだものです。

その後、野党から「与野党で一致できるものを審議すべき」と主張。有期雇用雇用特措法も審議から除くことになりました。

派遣を永続化する派遣法を二度と国会に提出させないこと、引き続き狙われている8時間労働制を破壊する労働法制の改悪を断固許さない取り組みを強めることがますます重要になっています。

(編集部)

## アイシン機工の吉田裁判勝訴 会社が突如として取り消し訴訟に補助参加を申し立て

吉田祐二さんは、自動車部品製造メーカーであるアイシン機工株式会社でエンジンカバー加工等の作業に7年間従事したところ、コーヒーカップも支えられないほどの痛みを両手首に生じ、休職を余儀なくされました。その直後から療養補償給付申請及び休業補償給付申請を行いましたがいずれも不支給。これの取り消しを求め、名古屋地方裁判所に訴えを起しました(なお、会社が休職満了に伴う自然退職扱いとしたためこちらも提訴しています)。

### 吉田さんの手関節損傷は労災である

吉田さんの手関節の損傷の原因となったと考えられるのは、接着剤が一部に塗布された直径約6ミリの円筒状の「スタットボルト」を、機械でねじ込む準備として、手で仮にねじ込むという作業です。吉田さんの周囲にはこの作業に従事した結果、同様の関節の痛みを訴える労働者が続出しています。また、仮締め作業の再現実験では、被験者全員が吉田さんと同じ箇所に痛みを訴えました。加えて、仮締め作業に必要な力は、アメリカのワシントン州における基準を大幅に超えていることも明らかになりました。

2014年3月18日、名古屋地方裁判所は、仮締め作業のための手首の回内・回外運動の負荷及び作業頻度・量を検討し、同作業が吉田さんの右手関節に生じた損傷の発症につき相対的に有力な原因になったとして、右手首にかかる不支給決定を取り消しました。一方、左手首については、証拠上吉田さんが左手で仮締め作業をしていたことを認定できないと

して、請求を棄却しました。

第一審判決は、仮締め作業の負荷を検討し、右手関節について業務起因性を認めた点は評価できます。しかし左手関節に生じた損傷について、吉田さんが損傷した右手をかばって左手で作業せざるを得なかったという事実を見落とし、判断を誤ったというほかありません。しかしながら吉田さんは、現在も治療継続を余儀なくされています。そこで、不十分であっても療養・休業補償給付を受けられる地位を確定するため、積極的に控訴はしないという方針を立てました。ところが控訴期限最終日、これまで取消し訴訟の進行を追認する形で地位確認訴訟を進行させていた会社が、突如として取消訴訟への補助参加(国側)を申し立て、名古屋高等裁判所に控訴。そして裁判所は、半年に及ぶ検討期間の後、吉田さんについて労災が認められると次々年度以降同社が納める保険料が増額される可能性があるとして、同社の補助参加を認めました。

### 高裁で完全勝利を

この高裁の判断は会社を不当に利し、吉田さんの救済をスポイルするものです。しかし、これに対する異議を述べて訴訟の長期化をまねくより、第一審の誤謬を正すことを目指すべきと考え、あえて補助参加決定を受け入れ、附帯控訴をしました。高裁では完全勝訴を勝ち取り、会社にきちんと責任を果たさせたいと考えています。

(名古屋共同法律事務所 仲松大樹)

## シリーズ 相談室だより (94)

### 「固定残業代」は、長時間労働と不払い残業の元凶

宮城県内で3店舗のパン・洋菓子の生産・販売をして100人以上を雇用している会社の20歳代前半の若い男性から、相談センターに電話が入りました。「若い女性への上司からのセクハラが絶えないので社長に直訴したところ、首にされた。どうしたらよいか」との相談でした。すぐに、相談センターに2人で来てもらい事情を聞きました。

社長の息子である専務がセクハラを繰り返して採用1年目の女性が「もう辞めたい」と訴えたので直訴したら、「反抗的だ」と罵られ解雇を命ぜられた。さらに詳しく話を聞くと、労働時間は、早朝5時から夜の20時までになっていて残業代は固定で月額5万円、賃金月額総額18万円でした。本人

たちは、「固定残業代」なので何時間働いても出ないものと諦めていました。2人の残業時間は、1カ月平均100時間以上でした。休日は、疲れて寝るだけで遊びに出る気にもならないと嘆いていました。給与明細書と雇用契約書、タイムカードの記録を取り寄せて、会社と団交をしたが、団交の席でも社長のパワハラがひどいので団交を打ち切り、労働審判に提訴しました。

この事案は、パワハラ・セクハラもひどいものですが、「固定」に隠れた無定量残業、基本給13万円と残業を合算すると最賃法違反、新卒採用3年で8割が退職など、ブラック企業の典型でした。若い男性が、タイムカードの写しをしっかりと取っていたのがたたかいに有効でした。

(宮城県センター 芳賀 直)

泉南アスベスト

# 厚労大臣がついに謝った!

## 原告らに謝罪と早期解決を約束



塩崎恭久厚生労働大臣と2人の副大臣らが、泉南原告について謝罪 (10月27日厚生労働大臣室)

画期的な最高裁判決で勝利した泉南アスベスト国賠訴訟後の10月27日、ついに厚労大臣が原告らに謝罪しました。

泉南アスベスト訴訟は、1陣地裁判決(2010年5月)で勝訴した後すぐに国に控訴せず早期解決を申し入れました。当時の民主党政権は、厚労大臣も環境大臣も「控訴せず解決する」意志を示していましたが、控訴期限ぎりぎりの閣議で一任された当時の仙谷由人国家戦略大臣の判断で国は控訴しました。それ以来、私たちはずっと国に早期解決を申し入れてきました。「早期解決国会通信」は67号を数え、全国会議員に事態を知らせ協力を訴えてきました。

今年5月から6月にかけての3週間、「厚労大臣 泉南原告に会ってんか」行動を展開。原告らが毎日「厚労大臣は泉南の被害者の声を聞け」と厚労省前で訴え続けました。

今回最高裁判決が出て国はまったく逃げる余地がなくなったにもかかわらず、大臣は「1陣は高裁差戻しだから」とか、「他の訴訟との関係で」などとして、マスコミに対しては「謝罪する」と口にするものの、直接会って謝罪して解決することに同意しませんでした。

最高裁判決後短期間に、自民・公明の与党と、民主・維新・みんな・共産・社民・未来・次世代・生活・無所属の11人の議員が、衆参院の厚労・内閣・

法務・環境・経済産業の各委員会で、政府に早期解決を迫りました。

マスコミは、朝日・読売・毎日・日経・サンケイ・東京をはじめ全国約20の地方紙も最高裁判決を高く評価し、泉南アスベストの「1日も早い解決」を求める社説等を掲載しました。

こうした声を背景に塩崎厚労大臣は21日の夜緊急の記者会見を行い、泉南の原告に直接会って謝罪することと、2陣判決に沿って、裁判上の和解をするという方針を明らかにしました。

10月27日、厚生労働大臣室に集まった原告12人や弁護士の前で塩崎厚労大臣は、国の不作為によって被害を与えたことに対して頭を深々と下げて謝罪し、訴訟上の和解を積極的に進める意思をあきらかにしました。

厚労省は、泉南判決に沿って、1958年から1971年まで「同様の状況にあった石綿工場の元労働者の方々に対しても、泉南の判決に照らして、訴訟上の和解の途を探る」としています。

11月27日には、「泉南から建設に勝利をつなぐ 11. 27アスベスト大集会」が大阪・天満研修センターで開催されます。また、弁護団では「アスベスト被害相談ホットライン」(090-3273-0891/月一金 10時~18時)で被害相談を受け付けています。

(泉南アスベスト国賠勝たせる会 伊藤泰司)